

平成29年2月 教育委員会臨時会会議録

○日 時 平成29年2月22日（水）9：30～12：05

○場 所 有明総合文化会館 研修室1

○出席委員の氏名

委 員 長 松 本 正 弘
委員長職務代理者 本 多 直 行
委 員 松 島 利 彦
委 員 森 み ず き
教 育 長 宮 原 照 彦

○委員以外の出席者の氏名

教 育 次 長 寺 田 集 施 教育総務課長 菅 幸 博
学 校 教 育 課 長 堀 口 達 也 社会教育課長 松 本 恒 一
ス ポ ー ツ 課 長 浅 田 寿 啓 書 記 倉 本 徹 也

○議事日程

- 第 1 開会
- 第 2 会期日程
- 第 3 議事録署名委員の指名について
- 第 4 議案上程

6号議案	議会の議決を経るべき議案について（島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例）	原案承認
7号議案	議会の議決を経るべき議案について（島原図書館設置条例の一部を改正する条例）	原案承認
8号議案	議会の議決を経るべき議案について（島原文化会館条例の一部を改正する条例）	原案承認
9号議案	議会の議決を経るべき議案について（島原市有明総合文化会館条例の一部を改正する条例）	原案承認
10号議案	議会の議決を経るべき議案について（島原復興アリーナ条例の一部を改正する条例）	原案承認
11号議案	議会の議決を経るべき議案について（島原市営平成町多目的広場条例の一部を改正する条例）	原案承認
12号議案	議会の議決を経るべき議案について（島原市営平成町人工芝グラウンド条例の一部を改正する条例）	原案承認
13号議案	議会の議決を経るべき議案について（島原市霊丘公園体育館・弓道場条例の一部を改正する条例）	原案承認

14号議案	議会の議決を経るべき議案について（島原市立有馬武道館条例の一部を改正する条例）	原案承認
15号議案	議会の議決を経るべき議案について（島原市立温水プール条例の一部を改正する条例）	原案承認
16号議案	議会の議決を経るべき議案について（島原市有明プール条例の一部を改正する条例）	原案承認
17号議案	議会の議決を経るべき議案について（島原市営球場条例の一部を改正する条例）	原案承認
18号議案	議会の議決を経るべき議案について（島原市営庭球場条例の一部を改正する条例）	原案承認
19号議案	議会の議決を経るべき議案について（島原市営運動広場条例の一部を改正する条例）	原案承認
20号議案	議会の議決を経るべき議案について（島原市営陸上競技場条例の一部を改正する条例）	原案承認
21号議案	議会の議決を経るべき議案について（島原市立屋内相撲場条例の一部を改正する条例）	原案承認
22号議案	議会の議決を経るべき議案について（島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例）	原案承認
23号議案	議会の議決を経るべき議案について（島原市有明体育施設条例の一部を改正する条例）	原案承認
24号議案	議会の議決を経るべき議案について（島原市立れいなん会館条例の一部を改正する条例）	原案承認

第 5 その他

第 6 閉会

【会議録】

第 1 開会 （ 9 : 3 0 ）	
松本委員長	ただいまから2月臨時教育委員会を開催いたします。
第 2 会期日程	
松本委員長	会期は、本日1日とすることよろしいでしょうか。（「はい」の声）
第 3 議事録署名委員の指名について	
松本委員長	議事録署名委員に、森委員と宮原委員を指名します、よろしくお願ひします。（「はい」の声）
第 4 議案上程	
	<p>第6号議案</p> <p>議会の議決を経るべき議案について</p> <p>（島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例）</p>

<p>松本委員長</p>	<p>議案の審議に入ります。</p> <p>第6号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>
<p>寺田次長</p>	<p>それでは私の方から今回19件の議案を上程させていただいています。</p> <p>その背景について、総括的な説明を私の方からさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。</p> <p>まず市の財政ですが、年々人口が減少をしており、この中で税収入が減少をすると、財政状況も非常に厳しくなっているという島原市の状況があります。各施設の管理運営費につきましても、多額の費用が必要となってきました。効率的な行財政運営をするためにも受益者負担の原則から、施設の原価に基づく使用料のあり方、現在、各施設の使用料は、長期間見直しがされていないということもありましたので、今回すべての施設についての見直しを行うということで、企画委員会を開催し、それから各施設の担当課からの話を聞きながら、3月の議会で各施設の使用料についての条例を改正しようという方向で進められているところであります。</p> <p>そのため、市においても社会教育施設、それからスポーツ施設、福祉施設、産業関係施設の使用料の見直しを検討してまいりまして、まず基本的な考え方を作っています。まず基本的な考え方の一点目は、原価算定方式ということ、料金算定を明確化しようということになっております。これにつきましては、受益者や市民に分かり易く説明ができるように、使用料・手数料の積算根拠を明確にして、算定方式を定めて透明性を確保する。算定方式といたしましては、各施設の建設費、それから毎年の運営をしていくランニングコストあたりですね。賃金なども入りますけど、それを算定した計算式を作りまして、その計算式にすべての施設の費用を打ち込んで、それによって例えば1㎡あたりいくらになりますという、そういう出し方ですね、原価算定方式というんですけども、これに当てはめて数字を出しています。それをまず基本にするということ。</p> <p>次に2点目は、受益者負担ということで、受益者がいくら負担する、行政がいくら負担する、例えば受益者の負担の割合については2分の1、行政が2分の1とか、そういう割合を出して、それを先ほど言いました原価算定方式に当てはめてそれを2分の1にするとか、そういう形での受益者負担方式</p>

ということでその数式も入れたところであります。

それから3点目としては、市民負担の急激な上昇を防ぐということで、例えば有明文化会館につきましては、有明町時代にできて使用料が設定されていますが、合併の当初に見直しをされていませんので、他の施設に対して金額的に低いような状況であります。これを先ほどの原価算定方式に当てはめますと、今度は相当高くなるんですけれども、急激に上げることはできないということで、例えば1.5倍とか、そういう一定の歯止めをかけたところで原価を算定したということ。

この3つを基本として、使用料・手数料の見直しを行って、その結果が今回の議案ということで提案をさせていただいているということで理解していただきたいと思います。

それでは、具体的な個別の議案につきましては、各課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いします。

松本課長

議案集の1ページをお願いします。第6号議案 議会の議決を経るべき議案について（島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例）についてご説明いたします。

内容につきましては、別冊の議案 新旧対照表で説明させていただきます。

「島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表」により説明。

なお、冷暖房につきましては、これまで規則の方で、社会教育の方で使用する場合には使用料とともに徴収をしないということで規定がございましたが、少なくとも冷暖房費については、この改正を機に徴収をお願いしたいと考えております。現在、各公民館に設置した公民館運営委員会、それから公民館運営審議会にもその旨を報告しながら、改正したいと考えております。

また、冷暖房費の額につきましては、今度規則の方で定めさせていただきたいと考えております。以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

松本委員長

説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。

本多委員

先ほど、次長の方から総括的なご説明をいただいたところですが、それに

基づいて、今後の施設運営をする場合に、ある程度の収入を確保しないといけないと思うんですが、自主財源の確保ですね。改正をしたときに、その収入の見通しというのは立てられているのかということと、それからこの条例の施行日を10月1日からとする理由ですね。まずその辺をお尋ねしたいと思います。

それから、19本の条例をずっと個別に聞くのは何ですので、まず全体的なご質問をさせていただきたいと思うんですが、それぞれ施設の使用料の算定にあたっては、これまでは個別に算定されていましたが、基本的なその算定方式を時間単位で算定するというところに今回なっています。そうしたときに、事前にちょっとお尋ねしたんですけども、1時間未満の端数が出たときにどうなるのかという考え方ですね。それから市外在住者あるいは団体の取扱い、それから営利を目的とした利用の取扱いですね。こういったものについての統一的な考え方があればお尋ねしたいと思います。

それから個別に行きますと、この条例ですね、公民館は、営利を目的とした場合の利用規定はないわけですよ。他のはあるんですけども、これにはないんですが、公民館を利用する場合に、営利を目的とした利用というのはあるのかなのかですね、それをお尋ねしたいと思います。

寺田次長

収入は、19の施設がありますので、全体の収入ということによろしいですか。

本多委員

はい。非常に算定は難しいでしょうが、今現行の予算に組んであるのがあるじゃないですか。ある程度見通しを立てている予算の額と、それから今回料金改定をすることによって、おそらく全体が出てくると思うんですけど、具体的に金額が出ればいいんですけども、なければこれがどうなるのか。増えるのか増えないのか。その辺の見通しを立てておられればお聞きしたい。

寺田次長

収入については、後から課長から説明させます。私からは2点目の10月1日からの施行について、これにつきましては今回3月議会で条例案を議会に提案をする、明日が告示ということになるかと思いますが、施行については周知期間が必要ということで、半年間の猶予を設けまして、それを

周知期間にして10月1日からの施行ということで考えているところでございます。

それから、施設の使用料につきまして、原則的な算定方式については時間単位ということになりました。これは全施設が、色んな時間単位の分け方を各施設によって、それぞれ条例で決めていましたが、これを全ての施設1時間単価で統一しようと市全体の決定となりました。それに基づき今回曜日とか祝日とか関係なく、1時間いくらということで算定をさせていただきました。

それから1時間未満につきましてですが、前は30分以下についてはいくら、1時間以内については切り捨てとかそういう規定があったんですが、今回は使用の申請が出た時点で、大体例えば10時～12時までというような借り方をされた場合は、その2時間で余裕を持ったかたちでの使用の許可をさせていただこうということで、その中で使用をしていただくということ等を決めまして、30分未満については切り捨てをします、30分を超えた場合は切り上げしますというようなそういう規定を無くしまして、完全に1時間単位で算定をさせていただくということで考えたところであります。

市外在住者の利用につきましては、市内の方が利用する金額の原則2倍ということ、それから営利を目的とした使用については同じく2倍にする、また使用料を徴収する場合は3倍にするということで、これは原則そういう形にしていこうとしているんですが、中には例外的に他市の施設と比較をした場合に非常に高くなってしまいうケースございますので、個別に見ていけば2倍になったり3倍になったりというところが若干そこまで上がってない部分もあります。これにつきましては、他市との均衡を考えたところでそこまで抑えたというところがあります。原則的には、先ほど言いましたように、営利を目的とした場合は2倍、使用料を徴収する場合は3倍、それから市外については同じくそれを倍にしたところの2倍ということで、原則考えているところであります。

松本課長

収入の見込みですけれども、現在、市全体として社会教育施設、それからスポーツ施設、福祉施設、産業関係施設ということで説明しまして、その総トータルで、あくまでも現在の試算です。これまでの利用実績を基に料金を当て込んだだけですので、中には料金が上がることによって利用回数の減と

	<p>か、例えば公民館につきましては、現在各地区の公民館運営委員会、運営審議会で諮ってもらったんですが、仮に2割を負担した場合ということでの試算になります。市全体で約2,270万円試算が出ております。次に、公民館に営利がない理由ですけれども、公民館につきましては、社会教育法の規定で営利目的、それから特定の政党を支持する目的、それから特定の宗教を支援する目的、これが法律上できないとなっておりますので、公民館の条例には営利の規定は最初から入っていないところでありまして、以上でございます。</p>
<p>本多委員</p>	<p>はい、わかりました。委員長、よろしいでしょうか。</p> <p>先ほど総括的なお尋ねということで、次長からご説明いただいた市外在住者あるいは団体の取り扱い、それから営利を目的とする場合、入場料を取る場合の基本的な考え方は、2倍・3倍・6倍というのが原則にあって、個々の施設によって色々柔軟に要素を加味しながら設定してあるということですね。このことについては、それぞれの条例ではお尋ねしません。ありがとうございました。</p>
<p>松本課長</p>	<p>補足でご説明させていただきます。公民館ですけれども、料金改定を今回行いますが、減免につきましては規則で規定しますので、またこの教育委員会でもお諮りいただくことになると思いますが、現在2割負担という案で、各地区の委員さん方のご意見を伺っておりますので、またその結果を基に改めてこの場でご提案させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。</p>
<p>宮原教育長</p>	<p>委員長さん、私の方からいいでしょうか。今、本多委員さんの方から、1時間未満あるいは30分未満というような切り捨てを何とかというのがありましたが、昨日スポーツ課長並びに社会教育課長あたりとも、色々な細かなところを想定した現実的なところで、例えばアリーナをバレーボールあるいはバスケットボールクラブが2時間使用すると。じゃあその2時間をどういう形で見るとなるとなると、例えばもう自分たちでバスケットであればボールを持って来る、あるいはバレーボールであれば支柱を立てる、そこからするのか。あるいは、もう実際準備してあってプレーができる</p>

	<p>状態からのものを見てやるのか。競技によって様々でございます。また、終わった後もそれを片付けるまでとか、あるいは片付けた後コートをきちっとモップを仕上げるまでとか。ただし、やはり基本的には準備の段階からでもいいとは思いますが、その後あそこの実際の選手へのマナーであるとか、あるいは施設管理者の業務負担を考えると、準備も自分たちでさせる。ただし、準備の時間は取りませんよとか、あるいは最後きちんとモップ掛けをしてくださ、そしてきちっと直してください。その辺は、スポーツ少年団であればそういったことを躰けるということもありますので、あくまでもプレーの時間だけというようなところも、今後我々が実際の窓口である管理者の方にも指導しながら、誰もが気持ちいい施設が利用できるようなことも今後は更に徹底すべきだなということを昨日も話をしたところでございます。</p>
<p>松本委員長</p>	<p>他に、何かありませんか。</p> <p>「なし」の声)</p>
<p>松本委員長</p>	<p>料金設定は、柔軟性を持って今教育長がおっしゃったようにしていただきたいと思います。</p> <p>他に無いようでしたら、第6号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の発言)</p>
<p>松本委員長</p>	<p>それでは第6号議案は原案のとおり承認いたします。</p> <p>第7号議案</p> <p>議会の議決を経るべき議案について（島原市図書館設置条例の一部を改正する条例）</p>
<p>松本委員長</p>	<p>つづきまして、第7号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>
<p>松本課長</p>	<p>議案集の6ページをお願いします。第7号議案 議会の議決を経るべき議</p>

案について（島原市図書館設置条例の一部を改正する条例）についてご説明いたします。

内容につきましては、別冊の議案 新旧対照表で説明させていただきます。

「島原市図書館設置条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表」により説明。

次に議案集の10ページをお願いします。附則ですけれども、これも10月1日からの施行を考えております。経過措置ですが、前号議案と同様に使用料の適用について規定をしております。以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

松本委員長

説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。

本多委員

図書館の関係ですけれども、今回集会施設について、公民館と同様に使用料を設定し徴収するということになっていますが、この図書館については、教育文化振興事業団の方に委託をしているわけですね。これらの徴収事務であるとか、あるいは鍵の取り扱いであるとか、あるのかどうかわかりませんが、そういったところについては事業団ともう既に調整をされているのでしょうか。

松本課長

事業団と特段の調整はまだできておりませんが、図書館長とそういった事務が発生しますという話はさせていただいております。こういった中、一つの例としまして、島原文化会館ですけれども、こちらは当然有料ということで料金を取っておりますが、収受した料金については、原則その日のうちに事業団専用の通帳に振込みをしていると。どうしても夕方・夜間の申請があってできない場合には、事務所内の金庫で管理をして翌日に納入するという手続きをしているということですので、同様の対応を図書館とも詰めていく必要があるかと思えます。

本多委員

わかりました。ちなみにこの集会室等の利用状況、年間にどれくらいあるのか、もし分かっていたらお願いします。

松本課長	平成27年度の実績で報告させていただきます。年間のこの3つの部屋の利用回数です。149回、人数としまして、3,246人の実績がございます。ただこの中で、87回につきましては、図書館主催の行事ということで、通常为社会教育目的の利用では、5つのグループが年間に62回利用しているという実績でございます。
本多委員	わかりました。今おっしゃった図書館主催の利用に関しては、この使用料は発生しないということで理解していいんですか。
松本課長	これにつきましては、公民館同様に今後減免等についても規定していきませんが、図書館が主催する分につきましては、原則使用料も冷暖房費も取らないということになります。
本多委員	使用料の設定ですけれども、これについては事業団に管理・運営をさせるということになるので、基本的には指定管理料の中に含まれるということになるんですよね。他のところと同じような施設の取り扱いということで。わかりました。
松本委員長	他に、何かありませんか。 「なし」の声)
松本委員長	無いようでしたら、第7議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の発言）
松本委員長	それでは第7号議案は原案のとおり承認いたします。 第8号議案 議会の議決を経るべき議案について（島原文化会館条例の一部を改正する条例）

松本委員長	つづきまして、第8号議案について、提案理由の説明をお願いします。
松本課長	<p>議案集の11ページをお願いします。第8号議案 議会の議決を経るべき議案について（島原文化会館条例の一部を改正する条例）についてご説明いたします。</p> <p>内容につきましては、別冊の議案 新旧対照表で説明させていただきます。</p> <p>「島原文化会館条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表」により説明。</p> <p>議案集の13ページをお願いします。施行期日ですけれども、10月1日から施行ということにしております。経過措置ですが、前号議案と同様に、使用料の適用について規定をしております。以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
松本委員長	説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。
本多委員	委員長、よろしいでしょうか。入場料を徴収する場合、又は営利を目的とする場合の使用料について2倍を徴収するというようになっておりますけれども、後に出てくるスポーツ施設では、「営利を目的とし、かつ入場料を徴収する場合は6倍」というような形になっているわけですよね。これは、入場料を徴収する場合、それからまた並列で営利を目的とする場合は2倍ですよとなっているので、営利を目的として入場料を徴収する事例というのは、文化会館ではあるのかないのか。それから、大ホール・中ホール。これは有明文化会館もそうですけれども、舞台のみを使用する場合は3割相当額、有明では5割相当額というふうになっているんですが、この時間単位の単価で言うと、3割で単純にすると、円単位まで出てくる可能性があるわけですが、その場合はどういった対応になるんでしょうか。例えば、434円とかになるんでしょうか。
松本課長	まず、入場料を徴収する場合の営利ということでは、民間の企画会社が実施する歌謡ショーあたりが発生いたします。また、入場料を取らない営利と

しましては、例えば中ホールで毎年ありますが、電化製品の展示会あたりが発生するかと考えております。

次に、練習・準備のホールを舞台のみの使用ということで、有文と島文の規定が違うということのご指摘がございますけれども、ステージを使う場合には、公演の準備とか、リハーサルが考えられます。こういった中で、新料金で計算しますと、島原文化会館が1時間4,890円ですから、0.3掛けをして、1時間当たり1,467円ですね。有明文化会館が新料金3,090円ですから、0.5掛けで1,545円ということで、基本的にはバランスが取れておりますので、同じ利用目的での料金ということでは妥当な割合だというふうに考えております。それから、料金につきましては、基本的に円単位まで徴収すると。

本多委員

先ほど入場料を徴収する場合のケースがあるというようなご説明だったんですが、そうするとそれはまさに営利目的とするものだろうと思うんですけども、文化会館ではそういった場合も2倍になるんでしょうか。スポーツ施設は、入場料を取ってかつ、営利を目的とする場合は6倍というような設定になっているんですけども、文化会館の方が非常に使い勝手がいいような、むしろ文化会館と言うのはそういった営利を目的とする場合の利用が結構多いと思うんですけども、スポーツ施設の場合はどちらかというスポーツ振興であるとか、色んな大会なんかを誘致してするものが結構多いと思うんですけどそれが6倍、その辺のバランスというのはどうなんでしょう。

松本課長

島原文化会館につきましては2倍という規定をしておりますが、県外の他市も同様に文化会館の実態を調べてみました。そうしますと、県内のほとんどの施設で最高額が2倍という規定が現状でございます。実際、ホールの利用では、市外の営利で使う場合が、27年度実績で約49%ございます。これを例えば6倍とする料金にいたしますと、他の市に流れていく可能性も十分考えられますので、やはり他市とのバランスを考えたところ、2割統一が一番妥当なところかと考えてこの倍率で設定いたしました。

本多委員

委員長、別件でよろしいでしょうか。時間帯の使用料の設定ということで、かなり長時間に利用する場合にはこれまでだったら結構な金額を負担し

	<p>ないといけなかったと思うんですが、今度はちょっと安くなるのかなという気もするんですが、収入の見通しはどうなんでしょうか。結構大きな施設でありますし、収入も結構多かったような記憶があるんですが、その辺はどうなんでしょうか。</p>
松本課長	<p>全体的な料金を比較した場合に、傾向といたしましては、これまでのすべての料金の平均で規定をしておりますので、平日の早い時間帯の利用者については若干料金が上がります。そして、土日祭日の遅い時間帯になればなるほど、使用料金が安くなるという影響は出てきます。こういった中で、営利目的の場合には、これまでの条例では約1.7倍の料金で規定していたものを、今回2倍という規定で増額しておりますので、最終的には、使用料につきましましては27年度実績に基づく試算では、約90万円の収入増を見込んでいるところでございます。</p>
松本委員長	<p>他に、何かありませんか。</p> <p>「なし」の声)</p>
松本委員長	<p>無いようでしたら、第8議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の発言)</p>
松本委員長	<p>それでは第8号議案は原案のとおり承認いたします。</p>
	<p>第9号議案 議会の議決を経るべき議案について（島原有明総合文化会館条例の一部を改正する条例）</p>
松本委員長	<p>つづきまして、第9号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>
松本課長	<p>議案集の14ページをお願いします。第9号議案 議会の議決を経るべき</p>

	<p>議案について（島原市有明総合文化会館条例の一部を改正する条例）についてご説明いたします。</p> <p>内容につきましては、別冊の議案 新旧対照表で説明させていただきます。</p> <p>「島原市有明総合文化会館条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表」により説明。</p> <p>議案集16ページをお願いいたします。施行期日ですけれども、10月1日からの施行としております。経過措置は、前号議案と同様に使用料の適用を規定しております。以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
松本委員長	<p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p>
	<p>「なし」の声)</p>
松本委員長	<p>無いようでしたら、第9議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>
	<p>（「異議なし」の発言）</p>
松本委員長	<p>それでは第9号議案は原案のとおり承認いたします。</p>
	<p>第10号議案</p> <p>議会の議決を経るべき議案について（島原復興アリーナ条例の一部を改正する条例）</p>
松本委員長	<p>つづきまして、第10号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>
浅田課長	<p>議案集の17ページをお願いします。第10号議案 議会の議決を経るべき議案について（島原復興アリーナ条例の一部を改正する条例）についてご説明いたします。</p> <p>内容につきましては、別冊の議案 新旧対照表で説明させていただきます</p>

す。

「島原復興アリーナ条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表」により説明。

議案集の方に戻りまして19ページ、附則ですけれども、先ほどの条例と一緒にございます。10月1日施行、それから経過措置につきましても同様でございます。

スポーツ施設につきましては、原則、先ほどから出ております営利2倍、それから入場料3倍、それから営利かつ入場料の場合は6倍と。それから、施設によっては市外の2倍規定がないところというのもございます。このアリーナについては、市外の2倍規定については適用しない施設ということで設定をしております。説明については以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

松本委員長

説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。

本多委員

メインアリーナの部分使用の3分の1面、2分の1面の取り扱いについては、事前に浅田課長にお尋ねして理解しているつもりなんですけど、現行の条例では、バレーコート・テニスコートあるいはバスケット・ハンドボールの利用については、個々に利用単価が設定されていて、今回時間単価の見直しの中でこういう区分にされたということは承知しています。ですのでこれは要望ですけれども、保育園なんかの利用等を考慮してこういうような表示になっているということですのでけれども、やはり利用する側からすると、非常にわかりにくいので、用語としてはおそらくパンフレット作り直しなんかあると思うんで、3分の1はこういったのが利用できますよと。2分の1はこういったものが基本的に利用できますよということを周知していただくと、利用する側としては非常にわかりやすいのかなというふうに思いますので、その辺をよろしく願いできればと思います。

浅田課長

ありがとうございます。ご指摘のとおり、若干わかり辛いかと。その辺はパンフレット等を作るときに、3分の1面で例えばカッコしてバレー・バスケットそれぞれ1面が3分の1面ですよ、あるいは2分の1面はハンドボール1面とか、現状の利用形態がわかるように、示して参りたいと思ってお

	ります。
本多委員	よろしくお願ひします。
松本委員長	他に、何かありませんか。
	「なし」の声)
松本委員長	無いようでしたら、第10議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(「異議なし」の発言)
松本委員長	それでは第10号議案は原案のとおり承認いたします。
	第11号議案
	議会の議決を経るべき議案について（島原市営平成町多目的広場条例の一部を改正する条例）
松本委員長	つづきまして、第11号議案について、提案理由の説明をお願いします。
浅田課長	議案集の21ページをお願いします。第11号議案 議会の議決を経るべき議案について（島原市営平成町多目的広場条例の一部を改正する条例）についてご説明いたします。
	内容につきましては、別冊の議案 新旧対照表で説明させていただきます。
	「島原市営平成町多目的広場条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表」により説明。
	議案集に戻っていただきまして、23ページをお願いします。条例附則につきましては、条例の施行日、それから経過措置等につきましては、今までと一緒の内容でございます。説明については以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

松本委員長	説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。
本多委員	委員長よろしいでしょうか、確認です。現行の条例別表では、芝生コート半面がサッカーコート1面というふうになってるんですが、今度の改正は、芝生コート1面がサッカーコート1面という表示になってるんですけども、どうなんでしょう。
浅田課長	これですね、大変表示がわかり辛いと思います。現行とのことです。現状を申しますと、条例上の対象になってるのは屋外ステージ、野外ステージありますけれども、あの海側、東側に、芝生コートが1面・2面あって、一番南側にクレートコートがあるんですけども、その2面の半分が芝生コート1面分ということの現在の条例でございます。
本多委員	ああ、それを言ってるわけですね。今度はまったく1面ということですね。そういった意味合いの表示と言うことですね。だから前の、現行の条例は無視していいということですね。はい、わかりました。ありがとうございます。
松本委員長	他に、何かありませんか。 「なし」の声)
松本委員長	無いようでしたら、第11議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の発言）
松本委員長	それでは第11号議案は原案のとおり承認いたします。 第12号議案 議会の議決を経るべき議案について（島原市営平成町人工芝グラウンド条

	<p>例の一部を改正する条例)</p>
松本委員長	<p>つづきまして、第12号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>
浅田課長	<p>議案集の24ページをお願いします。第12号議案 議会の議決を経るべき議案について（島原市営平成町人工芝グラウンド条例の一部を改正する条例）についてご説明いたします。</p> <p>内容につきましては、別冊の議案 新旧対照表で説明させていただきます。</p> <p>「島原市営平成町人工芝グラウンド条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表」により説明。</p> <p>議案集に戻っていただきまして、26ページをお願いします。条例附則につきましては、条例の施行日、それから経過措置等につきましては、今までと一緒の内容でございます。説明については以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
松本委員長	<p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p> <p>「なし」の声)</p>
松本委員長	<p>無いようでしたら、第12議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>（「異議なし」の発言)</p>
松本委員長	<p>それでは第12号議案は原案のとおり承認いたします。</p> <p>第13号議案</p> <p>議会の議決を経るべき議案について（島原市霊丘公園体育館・弓道場条例の一部を改正する条例)</p>
松本委員長	<p>つづきまして、第13号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>

<p>浅田 課長</p>	<p>議案集の27ページをお願いします。第13号議案 議会の議決を経るべき議案について（島原市霊丘公園体育館・弓道場条例の一部を改正する条例）についてご説明いたします。</p> <p>内容につきましては、別冊の議案 新旧対照表で説明させていただきます。</p> <p>「島原市霊丘公園体育館・弓道場条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表」により説明。</p> <p>議案集に戻っていただきまして、30ページをお願いします。条例附則につきましては、条例の施行日、それから経過措置等につきましては、今までと一緒の内容でございます。説明については以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
<p>松本委員長</p>	<p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p>
<p>本多 委員</p>	<p>登録団体使用料の廃止ですけれども、これはあえてその団体に協議する必要性はないと思うんですけれども、そういった話はもう先方には協議済みなんでしょうか。一応確認だけ。</p>
<p>浅田 課長</p>	<p>やはりですね、競技の特性といいますか、これまで正直申し上げて市の体育館弓道場というのは長年こういった体制を取っておりました。弓道関係者につきましては、なかなかそういうご理解をすぐすぐには難しいところで、ただ、会長さんはじめ関係者に説明には参りまして、ご理解をいただくようにしているところでございます。一応ですね、そこにつきましては、了解したというところで、料金体制のあり方についてはご理解を得ているところでございます。</p>
<p>本多 委員</p>	<p>管理もされているわけですね。なかなか難しいでしょう。</p>
<p>松本委員長</p>	<p>他に、何かありませんか。</p> <p>「なし」の声)</p>

松本委員長	<p>無いようでしたら、第 1 3 議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の発言)</p>
松本委員長	<p>それでは第 1 3 号議案は原案のとおり承認いたします。</p> <p>しばらく休憩します</p> <p>－休憩中－</p>
	<p>第 1 4 号議案</p> <p>議会の議決を経るべき議案について（島原市立有馬武道館条例の一部を改正する条例）</p>
松本委員長	<p>休憩前に引き続き会議を再開します。</p> <p>つづきまして、第 1 4 号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>
浅田 課長	<p>議案集の 3 1 ページをお願いします。第 1 4 号議案 議会の議決を経るべき議案について（島原市立有馬武道館条例の一部を改正する条例）についてご説明いたします。</p> <p>内容につきましては、別冊の議案 新旧対照表で説明させていただきます。</p> <p>「島原市立有馬武道館条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表」により説明。</p> <p>議案集に戻っていただきまして、3 3 ページをお願いします。条例附則につきましては、条例の施行日、それから経過措置等につきましては、今までと一緒の内容でございます。説明については以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
松本委員長	<p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p>

宮原教育長	私の方から一点です。以前本多委員さんから心配された件ですが、義務教育学校が出た時に、児童生徒の表記について、学校教育法が改正になった時に一度議論しましたが、今回は高校生以下という表記になっていますので、その部分は解消されたところでございます。
本多委員	ありがとうございます。
松本委員長	他に、何かありませんか。 「なし」の声)
松本委員長	無いようでしたら、第14議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の発言）
松本委員長	それでは第14号議案は原案のとおり承認いたします。 第15号議案 議会の議決を経るべき議案について（島原市立温水プール条例の一部を改正する条例）
松本委員長	つづきまして、第15号議案について、提案理由の説明をお願いします。
浅田課長	議案集の34ページをお願いします。第15号議案 議会の議決を経るべき議案について（島原市立温水プール条例の一部を改正する条例）についてご説明いたします。 内容につきましては、別冊の議案 新旧対照表で説明させていただきます。 「島原市立温水プール条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表」により説明。 議案集に戻っていただきまして、36ページをお願いします。条例附則に

	<p>つきましては、条例の施行日、それから経過措置等につきましては、今までと一緒の内容でございます。説明については以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
松本委員長	<p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p>
宮原教育長	<p>私から補足ですけど、今課長から説明がありましたように条例から回数券がなくなりますけど、実際は指定管理の方に出しますので、その中でこの範囲内で利用者の便宜を図るということで、また後での協議になろうかなと、それについては毎日来られるような人について、そういったことも考えられるなという想定はしているところです。ただ前れいなん会館でトレーニング中の事故がございました。そうなった時にまずは指定管理者の責任があるわけなんですけど、最終的には市側の責任が出てきますので、管理責任ということからすれば、今後は実際に何時から何時まで利用したのかと、そういったものは利用者名簿とかで事実として残しておくことも今後は必要であろうと、とりわけプールについては、ことが起きた時の事故については、非常に大きいものがございますので、この辺も後の課題として指定管理者と詰めておきたいと思っているところでございます。</p> <p>プールについては、こちらの方では専用の水連の資格を持った人とか、あるいは元警察の人とかがいたりするんですが、またこういったところについても、ただ単に見とけばいいというものでもないのかなと、そういう思いもしております。非常にプールについての使用は、幼児・小学生がひとりで来て、いいよと言う部分でもないんだらうと、やはり引率者、あるいは保護者が来ていっしょに泳ぐとかしないと、それもまたただ単に見とけばいいということでもないのかなという思いもしております。そういう細かな部分についても詰めておく必要があるかと思えます。</p>
本多委員	<p>委員長。回数券の取扱いについては教育長から説明をいただいたところなんですけど、あと確認ですけど、この使用料の設定については、これも指定管理になるとは思いますけど、条例上は読み替えがあるんですか。使用料を利用料に読み替える規程があるんですよね。そうすると微妙に思うのが、使用料をそのまま設定しているものを指定管理の方で便宜を図るような回数券とい</p>

	<p>うのが、どういったかたちでできるのか。協議しないと分からないでしょうが、使用料イコール利用料だったらそれがなかなか難しいような気持ちがあるんで、その辺がどうなのかと思います。例えばまとめて10回分をまとめて事前に購入しますよということだったらいいんだけど、それプラスの2枚をつけてということだったら、なかなかやりにくんじゃないかと思って、使用料イコール利用料という読み替え規程があるならば、指定管理者としてもやりにくいのかなというのがあるんですけど、そう辺どうでしょう。それからもう1点、団体利用については、そのままみたいな説明があったかと思うんですが、それはこの別表の中には入ってきていませんよね、団体利用はそのままですか。</p>
<p>浅田課長</p>	<p>使用料については、条例では6条になりますけれども、その他の条文で指定管理者への規定がございます。指定管理者がする場合は、使用料の利用料への読み替え規程があります。読み替え規程につきましては、その利用料金は、別添に掲げる額、使用料となります範囲内において運用することとなっています。従いまして、条例の14条になりますが、使用料の範囲内において指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て定めるものとなっています。団体の利用につきましても同様の取扱いとなります。</p>
<p>本多委員</p>	<p>そういう規定があるわけですね、分かりました。 ありがとうございます。</p>
<p>松本委員長</p>	<p>他に、何かありませんか。</p>
<p>森委員</p>	<p>備考のところ、幼児（3歳未満のものを除く。）とありますが、外で見ている保護者等も無料になりますか。あと、1時間となっていますが、1時間の感覚が分からなくて1時間以上泳いだ場合など、超過した場合どう把握されますか。</p>
<p>浅田課長</p>	<p>あくまでいっしょに入る場合が有料となります。施設の場合は、事前に利用時間を申請していただいたうえでの利用となりますが、その利用時間を超過した場合は、超過分を支払っていただくようになります。</p>

<p>宮原教育長</p>	<p>時間については、いつからいつまでかと、プールでいうと施設に入ったときなのか、入水したときなのかと、それを個々に把握するのかと、非常に難しいところがあります。利用してもらう側としては、その辺はある程度はサービス精神ということでも必要だと思いますし、利用する側は、極端にいいますと、1時間分払って半日いるとかは、それは利用する人のモラルの問題だと思いますので、利用する側はモラル持って利用していただかないといけないと思います。</p>
<p>森 委 員</p>	<p>分かりました。</p>
<p>松本委員長</p>	<p>他に、何かありませんか。</p> <p>「なし」の声)</p>
<p>松本委員長</p>	<p>無いようでしたら、第15議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の発言)</p>
<p>松本委員長</p>	<p>それでは第15号議案は原案のとおり承認いたします。</p> <p>第16号議案</p> <p>議会の議決を経るべき議案について（島原市有明プール条例の一部を改正する条例）</p>
<p>松本委員長</p>	<p>つづきまして、第16号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>
<p>浅田 課 長</p>	<p>議案集の37ページをお願いします。第16号議案 議会の議決を経るべき議案について（島原市有明プール条例の一部を改正する条例）についてご説明いたします。</p> <p>内容につきましては、別冊の議案 新旧対照表で説明させていただきます</p>

	<p>す。</p> <p>「島原市有明プール条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表」により説明。</p> <p>議案集に戻っていただきまして、39ページをお願いします。条例附則につきましては、条例の施行日、それから経過措置等につきましては、今までと一緒の内容でございます。説明については以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
松本委員長	説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。
森 委 員	今現在回数券を買われている方がいらっしゃいますと思いますが、施行後に回数券を使われる場合に金額の差額が出てくると思いますが、その差額はその場で徴収されるということになりますか。
菅 課 長	附則の中で、経過措置として、この条例の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例によるとなっておりますのでその回数券は10月1日以降も利用可能となります。
森 委 員	回数券が10月1日以降も利用できるとなると、子どもの場合は、金額が下がりますよね。その時の取扱いはどうなりますか。
浅田課長	確かに森委員さんが言われるように1時間だけの利用の場合が下がりますが、回数券については1回となっています。その辺については、指定管理者と調整を図りたいと思います。
森 委 員	わかりました。
松本委員長	他に、何かありませんか。
	「なし」の声)
松本委員長	無いようでしたら、第16議案は原案のとおり承認してよろしいでしょう

	<p>か。</p> <p>(「異議なし」の発言)</p>
松本委員長	<p>それでは第16号議案は原案のとおり承認いたします。</p>
	<p>第17号議案</p> <p>議会の議決を経るべき議案について（島市営球場条例の一部を改正する条例）</p>
松本委員長	<p>つづきまして、第17号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>
浅田課長	<p>議案集の40ページをお願いします。第17号議案 議会の議決を経るべき議案について（島原市営球場条例の一部を改正する条例）についてご説明いたします。</p> <p>内容につきましては、別冊の議案 新旧対照表で説明させていただきます。</p> <p>「島原市営球場条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表」により説明。</p> <p>議案集に戻っていただきまして、42ページをお願いします。条例附則につきましては、条例の施行日、それから経過措置等につきましては、今までと一緒の内容でございます。説明については以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
松本委員長	<p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p> <p>「なし」の声)</p>
松本委員長	<p>無いようでしたら、第17議案は承認のとおり議決してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の発言)</p>

松本委員長	<p>それでは第17号議案は原案のとおり承認いたします。</p> <p>第18号議案</p> <p>議会の議決を経るべき議案について（島原市営庭球場条例の一部を改正する条例）</p>
松本委員長	<p>つづきまして、第18号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>
浅田課長	<p>議案集の43ページをお願いします。第18号議案 議会の議決を経るべき議案について（島原市営庭球場条例の一部を改正する条例）についてご説明いたします。</p> <p>内容につきましては、別冊の議案 新旧対照表で説明させていただきます。</p> <p>「島原市営庭球場条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表」により説明。</p> <p>議案集に戻っていただきまして、45ページをお願いします。条例附則につきましては、条例の施行日、それから経過措置等につきましては、今までと一緒の内容でございます。説明については以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
松本委員長	<p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p> <p>「なし」の声)</p>
松本委員長	<p>無いようでしたら、第18議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>（「異議なし」の発言）</p>
松本委員長	<p>それでは第18号議案は原案のとおり承認いたします。</p>

<p>松本委員長</p>	<p>第19号議案 議会の議決を経るべき議案について（島原市営運動広場条例の一部を改正する条例）</p> <p>つづきまして、第19号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>
<p>浅田課長</p>	<p>議案集の46ページをお願いします。第19号議案 議会の議決を経るべき議案について（島原市営運動広場条例の一部を改正する条例）についてご説明いたします。</p> <p>内容につきましては、別冊の議案 新旧対照表で説明させていただきます。</p> <p>「島原市営運動広場条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表」により説明。</p> <p>議案集に戻っていただきまして、48ページをお願いします。条例附則につきましては、条例の施行日、それから経過措置等につきましては、今までと一緒の内容でございます。説明については以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
<p>松本委員長</p>	<p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p> <p>「なし」の声)</p>
<p>松本委員長</p>	<p>無いようでしたら、第19議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>（「異議なし」の発言）</p>
<p>松本委員長</p>	<p>それでは第19号議案は原案のとおり承認いたします。</p> <p>第20号議案 議会の議決を経るべき議案について（島原市営陸上競技場条例の一部を改正する条例）</p>

松本委員長	つづきまして、第20号議案について、提案理由の説明をお願いします。
浅田課長	<p>議案集の49ページをお願いします。第20号議案 議会の議決を経るべき議案について（島原市営陸上競技場条例の一部を改正する条例）についてご説明いたします。</p> <p>内容につきましては、別冊の議案 新旧対照表で説明させていただきます。</p> <p>「島原市営陸上競技場条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表」により説明。</p> <p>議案集に戻っていただきまして、51ページをお願いします。条例附則につきましては、条例の施行日、それから経過措置等につきましては、今までと一緒の内容でございます。説明については以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
松本委員長	<p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p> <p>「なし」の声</p>
松本委員長	<p>無いようでしたら、第20議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>（「異議なし」の発言）</p>
松本委員長	<p>それでは第20号議案は原案のとおり承認いたします。</p> <p>第21号議案</p> <p>議会の議決を経るべき議案について（島原市立屋内相撲場条例の一部を改正する条例）</p>
松本委員長	つづきまして、第21号議案について、提案理由の説明をお願いします。

<p>浅田課長</p>	<p>議案集の52ページをお願いします。第21号議案 議会の議決を経るべき議案について（島原市立屋内相撲場条例の一部を改正する条例）についてご説明いたします。</p> <p>内容につきましては、別冊の議案 新旧対照表で説明させていただきます。</p> <p>「島原市立屋内相撲場条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表」により説明。</p> <p>議案集に戻っていただきまして、54ページをお願いします。条例附則につきましては、条例の施行日、それから経過措置等につきましては、今までと一緒の内容でございます。説明については以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
<p>松本委員長</p>	<p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p> <p>（「なし」の声）</p>
<p>松本委員長</p>	<p>無いようでしたら、第21議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>（「異議なし」の発言）</p>
<p>松本委員長</p>	<p>それでは第21号議案は原案のとおり承認いたします。</p> <p>第22号議案</p> <p>議会の議決を経るべき議案について（島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例）</p>
<p>松本委員長</p>	<p>つづきまして、第22号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>
<p>浅田課長</p>	<p>議案集の55ページをお願いします。第22号議案 議会の議決を経るべき議案について（島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例）についてご説明いたします。</p>

	<p>内容につきましては、別冊の議案 新旧対照表で説明させていただきます。</p> <p>「島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表」により説明。</p> <p>議案集に戻っていただきまして、57ページをお願いします。条例附則につきましては、条例の施行日、それから経過措置等につきましては、今までと一緒の内容でございます。説明については以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
松本委員長	説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。
本多委員	<p>時間ですが、30分単位ですよ、これまで30分単位だったから、それを踏襲するかたちでなっているということだったんですが、他のところは1時間単位の見直しをされて、ここは30分単位になっているんですが、現実的に30分単位の利用が多いのか、またこれを使用するときにはコインを使用しますよね、コインに関係するのか、その辺はどうなんでしょうか。</p>
浅田課長	<p>現状の利用体系ですが、夜利用する場合、延長とか考慮すると、1時間だと長いので30分での利用がし易いというご意見がありましたので、夜間照明は30分で設定しています。機器の設定については、30分でも1時間でも設定はできます。</p>
本多委員	分かりました。
松本委員長	他に、何かありませんか。
	「なし」の声)
松本委員長	<p>無いようでしたら、第22議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の発言)</p>

松本委員長	<p>それでは第 2 2 号議案は原案のとおり承認いたします。</p> <p>第 2 3 号議案</p> <p>議会の議決を経るべき議案について（島原市有明体育施設条例の一部を改正する条例）</p>
松本委員長	<p>つづきまして、第 2 3 号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>
浅田課長	<p>議案集の 5 8 ページをお願いします。第 2 3 号議案 議会の議決を経るべき議案について（島原市有明体育施設条例の一部を改正する条例）についてご説明いたします。</p> <p>内容につきましては、別冊の議案 新旧対照表で説明させていただきます。</p> <p>「島原市有明体育施設条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表」により説明。</p> <p>議案集に戻っていただきまして、6 0 ページをお願いします。条例附則につきましては、条例の施行日、それから経過措置等につきましては、今までと一緒の内容でございます。説明については以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
松本委員長	<p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p>
本多委員	<p>島原市有明体育場、島原市有明の森運動公園、島原市有明大野浜運動公園については、無料だったもの有料化するという改正があるわけですが、この取り扱いは、どこがするのでしょうか。</p>
浅田課長	<p>この有明体育施設につきましては、直営の施設でございましてスポーツ課で受付・許可などを出しています。</p>
本多委員	<p>分かりました。</p>

松本委員長	<p>他に、何かありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
松本委員長	<p>無いようでしたら、第 2 3 議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の発言)</p>
松本委員長	<p>それでは第 2 3 号議案は原案のとおり承認いたします。</p> <p>第 2 4 号議案</p> <p>議会の議決を経るべき議案について（島原市立れいなん会館条例の一部を改正する条例）</p>
松本委員長	<p>つづきまして、第 2 4 号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>
浅田 課長	<p>議案集の 6 1 ページをお願いします。第 2 4 号議案 議会の議決を経るべき議案について（島原市立れいなん会館条例の一部を改正する条例）についてご説明いたします。</p> <p>内容につきましては、別冊の議案 新旧対照表で説明させていただきます。</p> <p>「島原市立れいなん会館条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表」により説明。</p> <p>議案集に戻っていただきまして、6 3 ページをお願いします。条例附則につきましては、条例の施行日、それから経過措置等につきましては、今までと一緒の内容でございます。説明については以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
松本委員長	<p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p>
本多 委員	<p>現行の使用料では「入場料」というのがあるわけですが、これはどういっ</p>

	<p>たものなのか、利用があるのかないのか、今回は、トレーニング室の利用料にその部分を加算して料金を設定されているように見えますが、入場して利用するから統一されたのですか。</p>
<p>浅田課長</p>	<p>まず、本多委員さんご指摘のとおり、何だろのかなと私も思いました。他の施設にこういう設定はありません。現行の使用料はトレーニング器具使用料になります。トレーニングをして器具使用料が100円となります。例えばトレーニング室に入ってトレーニング器具を使用しないで施設の利用料だけの場合のこの入場料が必要なのかと思いましたが、はっきりしたところは分からないところありますが、会議室とは分かっているので、器具を使わずにトレーニング室を使用する場合の場所の提供料なのかなと思いました。</p>
<p>本多委員</p>	<p>そうすると今回は、器具と場所ということですか。</p>
<p>浅田課長</p>	<p>れいなん会館に入場料だけのケースがあるのかどうか確認しましたところ、「ありません」とのことでした。従いまして、これまで入場料と器具使用料となっていたものをトレーニング施設等使用料ということで統一しました。</p>
<p>本多委員</p>	<p>分かりました</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>松本委員長</p>	<p>無いようでしたら、第24議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の発言)</p>
<p>松本委員長</p>	<p>それでは第24号議案は原案のとおり承認いたします。</p>
<p>第 5 その他</p>	
<p>松本委員長</p>	<p>次に「その他」のことで何かありませんか。</p>

浅田課長	有馬スポーツ賞の追加分の2団体について説明。
松本委員長	他に、何かありませんか。
堀口課長	三会中学校の事案について、報告させていただきたいと思いますが、非公開でお願いしたいと思います。
松本委員長	ただいま、事務局から「三会中学校の事案についての報告」について、「非公開」での取扱いの申し入れがっておりますので、島原市教育委員会会議規則第16条に基づき「非公開」で審議にしたいと考えますが、いかがでしょうか。
	《承認》
松本委員長	異議がないようですので、「非公開」といたします。「③教職員及び児童生徒の事故等の報告」をお願いします。
堀口課長	教職員及び児童生徒の事故等の報告（非公開）
松本委員長	非公開での審議を閉じて委員会を再開します。 他に、何かありませんか。
	（「なし」の声）
第 6 閉会（12：05）	
松本委員長	他になければ、これで本日の2月臨時教育委員会を閉会します。